

生活福祉資金（総合支援資金(生活支援費)）特例貸付 借入申込にあたっての留意事項

- 1 この資金は、生活福祉資金貸付制度要綱に基づく貸付けを行うものです。
- 2 この資金の対象は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯です。※失業等給付や年金など、他の公的給付を受けている者がいる世帯は、貸付の必要性が認められる場合に限り対象となります。
- 3 貸付金額等は、次のとおりです。
 - ①貸付上限額 単身世帯は月額15万円/2人以上の世帯は月額20万円
 - ②貸付期間 原則として3か月
 - ③資金交付 1か月ごとに、振込により交付
 - ④据置期間 最終貸付日から12か月以内
※令和4年4月以降の申請分については令和5年12月末まで
 - ⑤償還期間 据置期間経過後10年以内
 - ⑥貸付利子 無利子 ※最終償還期限を過ぎた場合、延滞利子(年3.0%)が発生します。
 - ⑦連帯保証人 不要
- 4 一世帯につき一回の申込みです。一世帯から複数回の申込みが確認された場合は、いずれの貸付も行わない、若しくは既に借り入れた金額を即座に返金していただきます。
※住民票が別々であっても生計を同じくする世帯は同一世帯として考えます。申込みの際は、生計を同じくする方全員分の住民票を提出してください。
- 5 申込みは借り入れを希望する本人が申込手続きを行うこととなります。
- 6 借入申込みにあたっての必要書類
 - ①借入申込書
 - ②借用書
 - ③重要事項説明書
 - ④収入の減少状況に関する申立書
 - ⑤世帯全員分の住民票（マイナンバー-不要、続柄記載、発行後3か月以内、コピー不可）
※借入申込書の「世帯状況」に記載する方全員分の住民票を提出。住民票上で世帯分離している場合も、各世帯の住民票を併せて提出してください。
※新型コロナ特例の緊急小口資金を借り入れた方で、世帯状況に変更がない場合は、提出不要
 - ⑥振込口座（本人名義）が確認できる通帳またはキャッシュカード
 - ⑦本人確認書類（健康保険証、または運転免許証など顔写真付きの証明書。外国籍の方は在留カード）
 - ⑧確認チェックリスト（※郵送申込の場合のみ）
 - ⑨特例貸付にかかる状況確認シート（自立相談支援機関で支援申込をした際に作成される）
※その他、返済に使用する口座振替依頼書のご記入をお願いする場合があります。
- 7 借入申込は、お住まいの市町社会福祉協議会の窓口または郵送で受け付けています。
窓口が混雑していることもありますので、お住まいの市町社会福祉協議会へまずはお電話でご相談ください。
また、10月以降の新規申請にあたっては、申請の際に、自立相談支援機関による支援を受けることの確認をさせていただきます。このため、自立相談支援機関へも相談をしていただくことが必要となります。

【郵送申込について】

- **まず、お住まいの市町社会福祉協議会に電話でご相談ください。**
その際、自立相談支援機関への相談方法や上記必要書類⑨の提出方法について、あわせてご確認ください。
- 必要書類①～④及び⑧について、栃木県社協ホームページからのダウンロードまたは市町社協からの郵送により入手できます。（印刷の際は、それぞれ片面印刷する。）
- 「借入申込みにあたっての留意事項」「重要事項説明書」をよく読んでください。
- **⑨「確認チェックリスト」を使って必要書類の漏れや記入漏れがないか確認してください。**
- **郵送は必ず簡易書留で、お住まいの市町社会福祉協議会あてに郵送。郵送料は申込をする方のご負担となりますのでご了承ください。**

8 **虚偽などの不正が認められた場合は、申込書を受理しません。また、申込受付後の場合、貸付不承認、貸付後の場合は貸付金を全額返金**していただくこととなります。

9 申込受付後、栃木県社会福祉協議会（以下「県社協」という）で貸付審査を行います。審査結果は書面で通知しますが、貸付金の送金が先になる場合もあります。
また、貸付不承認の場合、不承認理由をお答えすることはできません。

10 貸付金の交付方法は、所定口座（本人名義）への振込みとなります。事務処理の都合上送金日を定めさせていただいており、**お住まいの市町社会福祉協議会経由で栃木県社会福祉協議会に申込書が届いてから4週間以上**かかることがありますので、**あらかじめ**ご了承ください。

11 返済について、栃木県において今回の特例貸付を受けた者は、とくに希望がない場合、据置期間は12か月となります。減収後の生活再建のため、貸付後、返済開始まで**1年間（※令和4年4月以降の申請分については、令和5年12月末まで）の猶予期間（据置期間）**を設定しています。

据置期間終了後、10年以内での分割返済となります。生活が落ちつき、本人の希望により返済開始前や返済中に早めに返済、または一括返済等も可能です。その場合は、県社協へご連絡ください。

【参考】・返済期間10年（120回）の場合の返済月額

借入金額 60万円の場合・・・月額5,000円／借入金額 45万円の場合・・・月額3,750円

・返済期間5年（60回）場合の返済月額

借入金額 60万円の場合・・・月額10,000円／借入金額 45万円の場合・・・月額7,500円

12 貸付金の利率は無利子とします。ただし、**最終償還（返済）期限までに返済しなかった場合、残元金に対して延滞利子（年利3.0%）が発生します。**

13 資金を借り受けた者は、借入期間中、**住所・氏名の変更、就労や生活状況等世帯の状況等に著しい変更があったときは、速やかに県社協に届け出なければなりません。**

14 借入申込にあたって、県社協が借入申込書及び添付書類の記載事項につき事実確認を行うために、全国社会福祉協議会及び他の都道府県社会福祉協議会に照会することがあります。

15 借入申込時、また、貸付後に、**脅迫的、暴力的言動等がある場合には、警察との連携により対応いたします。**

社会福祉法人社会福祉協議会 生活支援部福祉資金課

〒320-8508 宇都宮市若草1-10-6 TEL028-622-0524 FAX028-621-5298